

「大分県がん対策推進条例（仮称）案」に対する県民意見の募集の結果について

平成23年2月23日

県議会では、平成22年12月21日から平成23年1月20日までの間、「大分県がん対策推進条例（仮称）案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、「政策研究協議会」において条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する協議会の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、12人の皆様から延べ16件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
1	全体	がん条例を制定することになった背景と経過はどのようなものか。	条例案の第1条（目的）で述べているように、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっているためです。 各会派の代表者により構成された政策研究協議会では、医療関係者やがん患者等から直接ご意見をお聞きしたり、調査に出向くなどほぼ1年間かけて検討してまいりました。
2	全体	早期発見の重要性を強く感じる。自分にあった治療を選択し、安心して治療、療養のできる環境の実現のため、本条例の議決を切に望む。	条例案にご賛同いただきありがとうございます。がん患者やそのご家族を取り巻く厳しい実情を真摯に受けとめ、本条例の今年度中の制定を目指します。
3	第2～4条 第7条	医療と行政の連携により、検診を受けやすい体制をつくる必要がある。	条例案では、第2条～第4条において医療と行政の連携について、第7条第5号においてがん検診受診率向上のための施策について規定しております。
4	第4条 第8条	がんの治療に要する高額な医療費も患者や家族にとっては重い負担となっている。がんに罹患しないことが一番であるが、罹患したときに専門的な知識や治療の情報提供が欲しい。	条例案では、第4条第2項において保健医療機関の情報提供について、第8条第5号において相談体制の充実強化について規定しております。
5	第7条	県民へのがんに関する知識の普及啓発は必要である。	条例案では、第7条第1号及び第3号においてがんに関する知識の普及及び啓発について規定しております。
6	第7条	食品添加物やたばこ、アルコールなどの害について、学校の授業に専門家を呼び、子供の頃から正しい知識を身につけさせることが必要である。	
7	第7条	がんはどうしてなるのか、どんな生活が影響するのか、年齢はどう関係するのかなど原因を分析し、具体的な対策を講ずるべきである。	条例案第7条に、ご指摘の点を考慮した施策の推進について規定しております。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
8	第7条	第7条第2号について、受動喫煙と肺がんの発生との関連は、疫学研究では有意な結果は示されてなく、科学的で説得力のある証明がない中において条例で規制しようとするのはどうかと思う。たばこは、貴重な税収であり、喫煙者と非喫煙者が共存できる有効な対策を探求することが必要である。	条例案第7条第2号に限らず、本条例案は規制を内容としたものではないことをまずご理解願います。 次に、受動喫煙防止対策については、健康増進法第25条において国民の健康増進の観点から取り組みが規定されており、本条例案においても参考といたしました。具体的な内容については、今後の施策展開の際に検討されることとなります。
9	第7条	目的は大いに理解するが、第7条の喫煙に関して、公共の場については、公平な施策になるようお願いしたい。	
10	第7条	条例をつくることには賛成であるが、例えばたばこなど、規制を含めると反発する人が出るのではと懸念される。	
11	第7条	受動喫煙防止対策については、非喫煙者と喫煙者が共存できるよう分煙推進の方向で行い、過度な対策とならないようにするべきである。	
12	第7条	上記番号11と同一内容	
13	第7条	歯科でのウイルス感染対策として、滅菌処理を行うオートクレーブ設置に対する助成制度の創設や歯科医師に対する研修の実施が必要ではないか。	条例案では、第7条第4号においてがんの発生に関与するウイルスの感染防止対策について規定しております。具体的内容については、今後の施策展開の際に検討されることとなります。
14	第7条 第8条	これからのがん予防対策は、西洋医学、東洋医学、心身医学、代替療法の長所を活用した予防と治療法を活用しない限り、がんの予防はできないし、治すことはできない。	がんの予防や治療法は、今後も進歩することが見込まれますので、必要な施策が行われるよう条文に規定しております。
15	第8条	条文に、在宅における緩和ケアの推進を含めるべきである。入院患者の6割が自宅に帰りたい、自宅で最後を迎えたいとの意向がある。	条例案では、第8条第2号において在宅における緩和ケアの体制整備の支援等について規定しております。
16	第8条	身近な医療機関でがんの治療ができる体制を望む。各圏域にがん診療連携拠点病院が必要である。	条例案では、第8条第4号においてがん診療連携拠点病院の整備・機能強化等について規定しております。

大分県議会事務局 政策調査課

電話 097-506-5033

電子メール a21000@pref.oita.lg.jp